

商品・サービスの紹介

かんぽ生命の保険商品および特長	70
キャンペーンの実施	77
企業経営者の方へ	78
ご契約のお申し込みから成立まで	80
契約期間中の情報提供	83
保険金のお支払いについて	85
支払体制の強化	90
災害時の特別な取扱い(非常取扱いの実施)	91
お客さまのご相談窓口	92
生命保険契約者保護機構	93

かんぽ生命の保険商品および特長

主な保険種類一覧

ご契約の目的	保険種類	愛称・加入年齢範囲											
		0歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳				
生涯保障をお考えの方へ	定額型終身保険				新ながいきくん(定額型) 満15~65歳								
生涯保障のバランスをお考えの方へ	2倍型終身保険				新ながいきくん(ばらんす型2倍) 満15~60歳								
	5倍型終身保険				新ながいきくん(ばらんす型5倍) 満15~55歳								
生涯保障に「楽しみ」をプラスしたい方へ	特別終身保険				新ながいきくん(おたのしみ型) 満15~65歳								
少ない負担で保障は大きく	普通定期保険				新普通定期保険 15~50歳								
保障と満期の楽しみをお考えの方へ	普通養老保険		新フリープラン 0~80歳										
充実した保障と満期の楽しみをお考えの方へ	2倍型特別養老保険				新フリープラン(2倍保障型) 15~70歳								
	5倍型特別養老保険				新フリープラン(5倍保障型) 15~65歳								
	10倍型特別養老保険				新フリープラン(10倍保障型) 15~60歳								
病気と一緒にがんばる方へ	特定養老保険						新一病壮健プラン 40~65歳						
教育資金の準備をお考えの方へ	学資保険(H24)		はじめのかんぽ 0~12歳										
					18~65歳(男性)								
					16~65歳(女性)								
ゆとりある老後をお考えの方へ	定期年金保険						新定期年金保険 45~70歳						
勤労者の財産形成に	財形積立貯蓄保険				満15~65歳								
	財形住宅貯蓄保険				満15~54歳								
	財形終身年金保険						36~54歳						

(注1)学資保険(H24)の加入年齢は、 が被保険者、 が保険契約者です。保険料払込免除なし型は契約者の年齢制限はありません。

(注2)金利の情勢などにより、一部の商品の販売を控える場合があります。

主な特約・特則一覧

特約・特則の名称	特約・特則の概要
災害特約	不慮の事故による死亡や身体障がいに備える特約
無配当傷害入院特約	不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
無配当疾病傷害入院特約	病気または不慮の事故による所定の入院、手術、長期入院に備える特約
指定代理請求特則	保険金等の受取人(被保険者)ご本人が保険金等を請求できない特別な事情があるとき、ご本人に代わって指定代理請求人(ご家族等)が保険金等を請求できます。

(注)特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項など各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約

「かんぽ生命 入院特約 その日から」は、1日以上の入院をお支払い対象とするとともに、手術保険金のお支払い対象を公的医療保険制度に連動させるなど、基本的な保障をシンプルで分かりやすくご提供する商品です。



「かんぽ生命 入院特約 その日から」の保障内容

無配当疾病傷害入院特約、入院保険金日額15,000円(特約基準保険金額1,000万円)の場合

●病気・ケガで入院したとき【入院保険金】

1日以上の入院(日帰り入院^{※1}を含みます)についてお支払い

15,000円 × 入院日数

(入院保険金日額) (120日限度)

●病気・ケガで手術を受けたとき【手術保険金】

入院を伴う手術^{※2}についてお支払い

手術の種類により

15,000円×5倍、10倍、20倍、40倍
(入院保険金日額)

●病気・ケガで長期入院したとき【長期入院一時保険金】

入院日数が継続して120日になった場合についてお支払い

30万円(特約基準保険金額の3%)

※1 日帰り入院とは、入院日と退院日が同一である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

※2 入院を伴うへんとう腺切除術など、所定の公的医療保険制度対象の手術を手術保険金のお支払い対象に拡大しました。

(注)特約保険金のお支払い事由やお支払いの制限事項など各項目についての詳細は、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

保険の仕組み

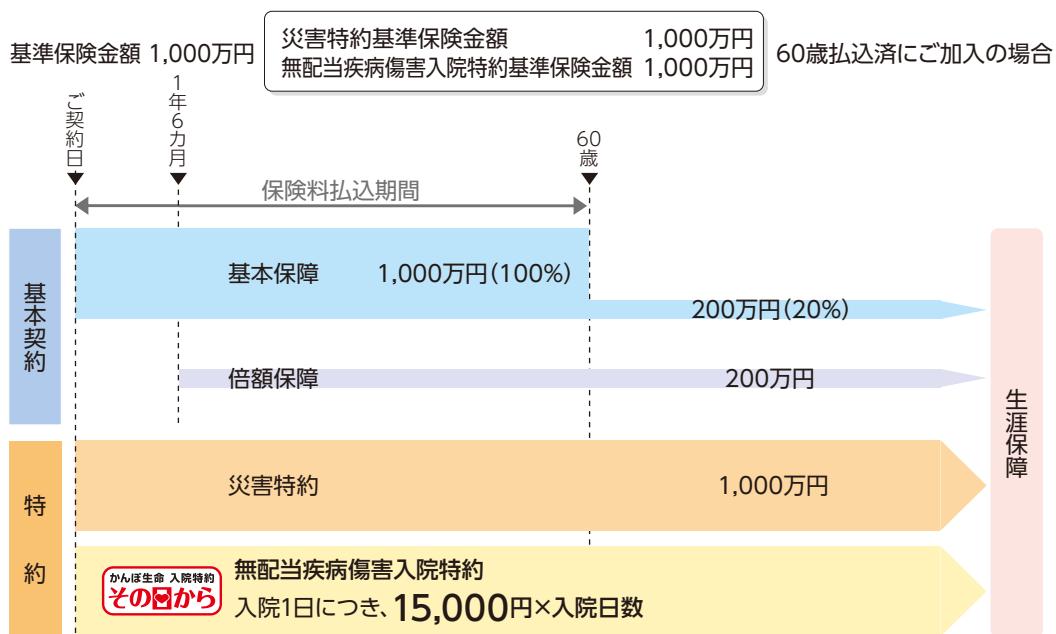
養老保険の仕組みの概略

普通養老保険「新フリープラン」



終身保険の仕組みの概略

5倍型終身保険「新ながいきくん(ばらんす型5倍)」

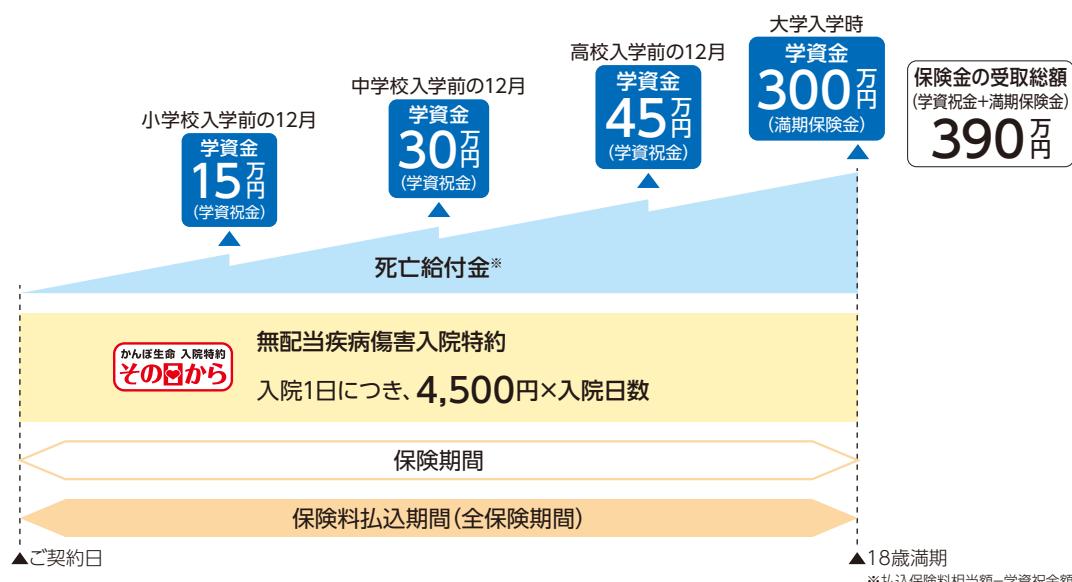
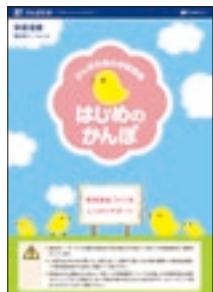


学資保険の仕組みの概略

学資保険「はじめのかんぽ」

全期間払込学資祝金付18歳満期学資保険(H24)

基準保険金額 300万円 無配当疾病傷害入院特約基準保険金額 300万円 にご加入の場合



<特長>

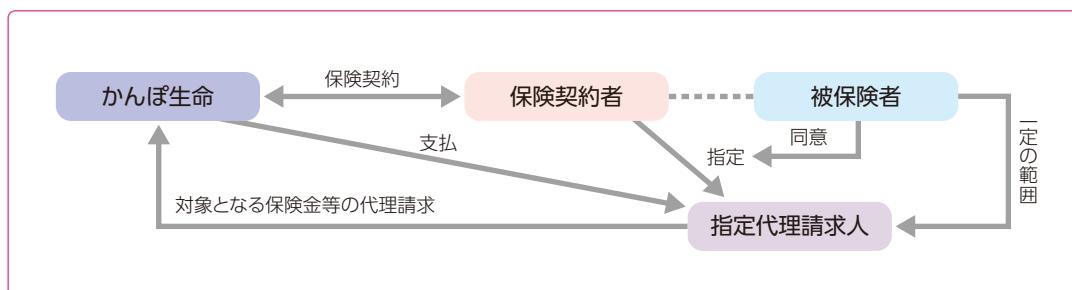
- 被保険者の生存中に保険期間が満了したことにより、満期保険金をお支払いします。また、被保険者が満5歳8ヶ月、満11歳8ヶ月、満14歳8ヶ月に達した直後の12月1日に生存されていたときに、それぞれ学資祝金をお支払いします。
- 被保険者が保険期間中に死亡された場合には、死亡給付金をお支払いします。
- 被保険者となるお子さまの出生予定日の140日前からご加入できます。
- 保険契約者が死亡等された場合は、その後の保険料のお払い込みは免除されます。
- 18歳満期のほか、17歳満期もあります。

指定代理請求制度

指定代理請求制度をご利用いただきますと、重い病気を患ったため意思表示ができなくなり被保険者ご本人が受取人である保険金等のご請求ができない

いような場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人からご請求いただけます。

「指定代理請求制度」の仕組み



指定代理請求が可能な場合

保険金等の受取人である被保険者(保険料の払込免除の請求等または重度障がいによる死亡保険金に係る重度障がいの通知の場合には、被保険者と同一人である保険契約者)が保険金等の請求をできな

い次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

保険金等の請求をできない主な事情	具体例
○保険金等の請求の意思表示が困難であると当社が認めた場合	○事故や病気でこん睡状態となり、被保険者本人が意思表示できないとき
○当社が認める傷病名の告知を受けていない場合	○悪性新生物が対象

指定代理請求人の範囲

次のいずれかに該当する方を、指定代理請求人に指定することができます。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

対象となる保険金等

- ・被保険者が受け取ることとなる保険金等の請求(例 入院保険金、手術保険金、被保険者が受取人に指定されている場合の満期保険金、生存保険金 など)
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求など
- ・被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障がいの通知

付加対象商品

すべての基本契約についてご利用が可能です。

その他

この制度のご利用にあたり、新たな保険料のお払い込みは必要ありません。

学資保険「はじめのかんぽ」の場合は、保険金等の受取人が保険契約者であるため、保険契約者の指定代理請求人をご指定いただきます。また、指定代理請求人が請求できる保険金等の取り扱いが異なりますので、「ご契約のしおり・約款」でお確かめください。

[参考] 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険のご契約(確定拠出終身年金保険を除きます。)につきましても、指定代理請求制度をご利用いただくことが可能です。

加入限度額について

当社の保険契約については、法律および政令により、被保険者さま1人についてご加入いただける保険金額の限度(加入限度額)が定められています。この加入限度額を超えたお申し込みがあった場合は、そのお申し込みをお断りすることになります。また、ご契約または特約の締結後に加入限度額の超過が判明した場合には、そのご契約または特約を解除させ

ていただきます。

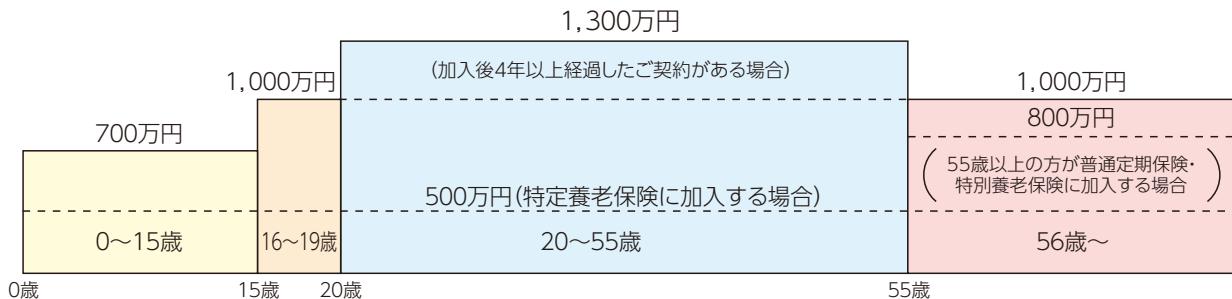
なお、管理機構が日本郵政公社から承継した簡易生命保険契約にご加入されている被保険者さまの場合には、当社の生命保険にご加入いただける保険金額は、加入限度額から簡易生命保険契約の保険金額を差し引いた額となります。

保険(基本契約)の加入限度額

15歳以下	被保険者さま1人につき 700万円	16歳以上	被保険者さま1人につき 1,000万円
-------	-------------------	-------	---------------------

(注1)特定養老保険に加入する場合は500万円まで、55歳以上の被保険者さまが普通定期保険・特別養老保険に加入する場合は800万円までとなります。

(注2)20歳以上55歳以下の被保険者さまは、加入後4年以上経過した保険契約がある場合、最高1,300万円まで加入できます。



※法令で定める加入限度額の仕組みを図示したものであり、実際に加入できる年齢と相違する部分があります。

(注)上記の法令で定める加入限度額以外にも、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によって、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

年金(基本契約)の加入限度額

被保険者さま1人につき	初年度年額90万円
-------------	-----------

特約の加入限度額

特約種類	加入限度額	備考
災害特約	被保険者さま1人につき 合計 1,000万円	・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
介護特約(※)		
傷害入院特約(※)		
疾病入院特約(※)		
疾病傷害入院特約(※)	被保険者さま1人につき 合計 1,000万円	・災害特約および介護特約とは別枠です。 ・特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。
無配当傷害入院特約		
無配当疾病傷害入院特約		

(※)の保険商品(特約)は現在、販売しておりません。

基本契約ごとに付加できる特約の種類

保険種類	特約種類	災害特約	無配当傷害 入院特約	無配当疾病傷害 入院特約
普通終身保険		○	○	○
特別終身保険		○	○	○
普通定期保険		○	○	○
普通養老保険		○	○	○
特別養老保険		○	○	○
特定養老保険		○	○	—
学資保険(H24)		○	○	○
学資保険(H24)(保険料払込免除なし型)		○	○	○
定期年金保険		○	○	○

(注1)2007年10月1日から2008年4月1日までにご契約された夫婦保険、夫婦年金保険および夫婦年金保険付夫婦保険にもこれらの特約を付加することができます。この場合、主たる被保険者さまのみに特約を付加することができます。

(注2)2007年10月1日から2010年3月31日までにご契約された介護保険金付終身保険、終身年金保険付終身保険および介護割増年金付終身年金保険にもこれらの特約を付加することができます。ただし、介護割増年金付終身年金保険には、災害特約を付加することはできません。

(注3)2007年10月1日から2011年10月2日までにご契約された終身年金保険にもこれらの特約を付加することができます。

(注4)2007年10月1日から2014年4月1日までにご契約された学資保険および育英年金付学資保険にもこれらの特約を付加することができます。

(注5)保険料の払込方法(回数)を一時払とする特約を付加することはできません。

キャンペーンの実施

「はじめのかんぽキャンペーン」の実施

2014年4月2日から全国で発売した学資保険「はじめのかんぽ」を多くのお客さまに知っていただくことを目的として、全国の郵便局および当社支店において、同年4月2日から5月30日まで「はじめのかんぽキャンペーン」を実施しました。

このキャンペーンでは、期間中に「保障設計書(ご提案書)」を作成いただいたお客さまに「ひよこオリジナルグッズ」などをプレゼントしました。



キャンペーンチラシ

「実りのかんぽキャンペーン」の実施

広く当社の商品・サービスをご利用いただくことを目的として、全国の郵便局および当社支店において、2014年10月2日から11月28日まで「実りのかんぽキャンペーン」を実施し、期間中に「保障設計書(ご提

案書)」を作成いただいたお客さまにオリジナルハンカチやオリジナルポーチなどをプレゼントしました。



キャンペーンチラシ

「ドリームかんぽキャンペーン2015」の実施

お客さまへの感謝の気持ちを表すとともに、当社の商品・サービスをご利用いただくことを目的として、全国の郵便局および当社支店において、2015年1月13日から3月20日まで「ドリームかんぽキャンペーン2015」を実施しました。

このキャンペーンでは、期間中に「保障設計書(ご提案書)」を作成いただき、懸賞に応募いただいたお

客さまの中から抽せんで総計30,000名さまに、宝塚歌劇貸切公演ペアご招待やかんぽの宿ペアご宿泊ご招待、グルメ商品をプレゼントしました。



キャンペーンチラシ

「花咲くかんぽキャンペーン」の実施

広く当社の商品・サービスをご利用いただくことを目的として、全国の郵便局および当社支店において、2015年4月6日から5月29日まで「花咲くかんぽキャンペーン」を実施し、期間中に「保障設計書(ご提

案書)」を作成いただいたお客さまにオリジナルタオルやオリジナルアンブレラケースなどをプレゼントしました。



キャンペーンチラシ

企業経営者の方へ

企業経営におけるリスクと資金需要

企業経営には、さまざまなりスクが伴います。とりわけ従業員の退職金やケガ・死亡時の保障、経営者・役員の万が一の際の一時的な資金需要に対しては、

会社の業績や資金繰りに影響が及ぼぬよう、計画的な資金確保が求められます。

経営者・役員のニーズ

- 事業保障対策
- 勇退退職金対策
- 死亡退職金対策
- 事業承継・相続対策

従業員のニーズ

- 福利厚生対策
- 退職金対策
- 死亡退職金対策
- 休業補償対策

法人向けの主な商品

当社では、さまざまなニーズに対応した商品を充実させてています。当社商品として、養老保険および定期保険のほか、2008年6月から他の生命保険会社

の法人向け商品の受託販売を開始し、企業経営者の皆さまの幅広いニーズにお応えできるように努めています。

ニーズに対応する商品例

経営者・役員向け商品

- 長期平準定期保険
 - ・大型保障で企業防衛
 - ・退職金・弔慰金に活用可能
- 遞増定期保険
 - ・退職金・弔慰金準備に有効
 - ・増加する保障で企業成長を支援

従業員向け商品

- 養老保険（全員加入型）
 - ・死亡弔慰金・見舞金・退職金などの福利厚生制度の充実

商品一覧

具体的な商品名	
当社商品	新フリープラン(普通養老保険) 新フリープラン2・5・10倍型(特別養老保険) 新一病壮健プラン(特定養老保険)
	新普通定期保険(普通定期保険)
受託商品 (定期保険)	エヌエヌ生命保険株式会社 定期保険「クオリティ」、低解約返戻金型定期保険「スマートターム」、無解約返戻金型定期保険「スマートターム」、 低解約返戻金型追増定期特約付定期保険「追増定期 主契約:定期タイプ」 住友生命保険相互会社 低解約返戻金型無配当定期保険「エンプレムYOU PREMIUM」 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 定期保険、長割り定期(定期保険 低解約返戻金特則付加)、低解約返戻金型追増定期保険 日本生命保険相互会社 長期定期保険「スーパーフェニックス」、追増定期保険、低解約払戻金型長期定期保険「ネクストロード」 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、追増定期保険 明治安田生命保険相互会社 5年ごと利差配当付新定期保険「新定期保険E」、追増定期保険 メットライフ生命保険株式会社 長期平準定期保険(H19)、無配当平準定期保険、追増定期保険(初期低解約返戻金型)
受託商品 (がん保険)	アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 新 生きるためのがん保険Days(デイズ)

(注1)社名は50音順です。

(注2)上記商品に付加できる特約は一部に限定されています。

ご契約のお申し込みから成立まで

個人保険のご加入時の一般的なお手続きの流れは、次のとおりです。

1 プランの検討

商品別リーフレット、保障設計書(契約概要)、タブレット型携帯端末を活用したコンサルティング・サービスなどにより、お客様のニーズに合ったプランを

2 重要事項の説明・デメリット情報の提供

お客様が商品や制度の内容を知らなかつたために不利益を被ることのないよう、保障内容、保険金支払に関する制限事項、告知義務、加入限度額に関する事項など、お客様に特にご確認いただきたい事項をまとめた「保障設計書(契約概要)」「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」などを事前にご説明し、お渡ししています。

「保障設計書(契約概要)」および「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、「ご契約のしおり・約款」とともに内容をご確認・ご理解のうえ、お申し込みください。

お選びいただきます。



3 お申し込み

ご契約者さまご自身に「ご意向確認書」をご記入いただき、ご要望に合った商品内容であるかどうかなど、お申し込みの前に改めてご確認いただきます。「保険契約申込書」および「被保険者同意書」は、ご契約者さま・被保険者さまご自身で記入、記名押印いただき、「ご契約のしおり・約款」の受領確認印もいただいています。

当社では、生命保険にご加入されるお客様が、その生命保険商品、制度などを知らなかつたために、デメリット(不利益)を被ることがないよう、お客様への商品説明の際、デメリット情報の提供を徹底しています。このデメリット情報については、お申し込みの際に「保障設計書(契約概要)」および「ご契約に関する注意事項(注意喚起情報)」ならびに「ご契約のしおり・約款」に明示しているほか、お客様向けの各種ご案内書などにも記載し、その徹底を図っています。



「ご契約のしおり・約款」について

「ご契約のしおり・約款」については、ご契約のお申し込み時のお渡し以外にも、生命保険へのご加入をご検討されているなどのお客様からお申し出があった場合には、事前にお渡ししています。詳しくはかんぽコールセンター(P92参照)、最寄りの郵便局または当社の支店にお尋ねください。

4 告知

当社は、お客様から正しい告知をいただくために、生命保険の募集および告知を受領する際にお客様に特にご留意いただきたい事項を、「ご契約に関

する注意事項(注意喚起情報)」、「質問表(告知書)」に記載しています。

告知をしていただく義務について

被保険者さま(学資保険「はじめのかんぽ」の場合はご契約者さまを含みます。)には、健康状態などについて告知をしていただく義務があります。被保険者さまの過去の傷病歴や現在の健康状態などについては、「質問表(告知書)」に事実をありのまま正確に漏れなく告知してください。

告知義務違反について

告知していただく内容は「質問表(告知書)」に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日を含めて2年以内であれば、当社は、告知義務違反として基本契約または特約を解除することができます。この場合には、保険金等のお支払いを行うことができず、お客様に不利益となりますので、十分にご注意ください。

5 保険料のお払い込み

5 保険料のお払い込み

お申し込みに際しては、第1回保険料相当額をお払い込みいただきます。

6 当社での お引き受けの判断

6 当社でのお引き受けの判断

ご契約のお申し込みを承諾させていただくかどうかについては、お申し込みいただいた後、加入限度額(P75参照)、健康状態などに関する告知内容、過去のご契約のお申し込み、入院保険金などのご請求内容などを考慮して判断させていただきます。

なお、基本契約と特約を同時に申し込みいただいた場合、健康状態などに関する被保険者さまからの告知内容、過去のご契約のお申し込み、入院保険金などのご請求内容などにより基本契約のみを当社が承諾し、特約についてはお申し込みを承諾できないことがあります。

6 当社での お引き受けの判断

お申し込みの際には、当社所定の「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」をお渡ししています。この「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」には、お申し込みの際の受領金額などが記載されていますので、記載内容をご確認ください。

ご契約の責任を開始する時期について

ご契約のお申し込みを当社が承諾した場合には、第1回保険料(第1回保険料相当額)のお払い込みおよび告知がともに完了した時点に遡及して、当社はご契約上の責任を負います。

当社からのご契約の確認

ご契約のお申し込みの際、またはご契約締結後に、当社または郵便局からお申し込み内容や告知内容について、書面、電話または訪問により確認させていただく場合があります。

引受審査能力の向上

新商品や新制度の創設時に行う制度改正講習会、引受基準の改正時などに行う業務研究会などを実施するとともに、引受基準の遵守に係る自主点検を継続的に行い、引受審査能力の向上に努めています。

7 ご契約の成立

「保険契約申込書」に記載された保険種類などのお申し込みの内容は、お申し込みの承諾の通知に代えて後日お届けする「保険証券」に記載してあります。「保険証券」が届きましたら、保険種類、保険金額、ご契約者さま・被保険者さまの氏名や生年月日・性別、その他の記載事項をお確かめのうえ、大切に保管してください。

万一、お申し込みの内容と相違している場合には、かんぽコールセンター(P92参照)にお知らせください。

なお、「保険証券」を送付する際にあいさつ状を同封していますので、この内容についても必ずご確認ください。

クーリング・オフ制度

お申し込みされた方(契約締結後はご契約者さま)は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料(第1回保険料相当額)の領収証の受領日」のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による通知により、ご契約のお申し込みを撤回(契約締結後は解除)することができます。

この場合、撤回をされる方がお申し込みされた方またはご契約者さまであることを証明できる書類(運転免許証、健康保険証など(原本))、当社所定の「保険料充当金領収証」または「保険契約申込受付証」、印章(お申し込みの際に使用したもの)をご持参のうえ、前記の期間内に最寄りの郵便局または当社の支店にお申し出ください(郵送による通知も可能です。)。

お客さまニーズに即したお取り扱い

保険料の口座払込み

保険料の口座払込みは全国ほぼすべての金融機関でご利用いただけます。

詳しくは最寄りの郵便局、当社の支店またはかんぽコールセンター(P92参照)にお問い合わせください。



クレジットカード・キャッシュカードを使ったお取り扱い

当社の全支店および一部の郵便局でモバイル決済端末機を導入し、次の取り扱いを行っています。

- クレジットカード(決済金額が50万円以下の場合に限ります。)・キャッシュカード(デビットカード)による第1回保険料などのお払い込み
- キャッシュカードによる第2回以降の保険料の口座振替(口座払込み)の設定など



モバイル
決済端末機

金融機関の払込票による保険料のお払い込み

金融機関の払込票を利用し、金融機関の窓口(ATM)やインターネットバンキングから保険料をお払い込みいただけます。



払込票(イメージ)

契約期間中の情報提供

「保険料払込証明書」および「ご契約内容のお知らせ」の送付

毎年10月に、「保険料払込証明書」(生命保険料控除証明書)をお送りしています。生命保険料控除を受けるために必要ですので、年末調整または確定申告の時期まで大切に保管してください。

また、「保険料払込証明書」と併せて、ご加入中のご契約の保障内容、保険料の払込状況、契約者配当金、契約者貸付の状況などをお知らせする「ご契約内

容のお知らせ」をお送りしています。保険証券(保険証書)およびご加入時にお渡ししている「ご契約のしおり」とともに内容をご確認ください。

(注)「保険料払込証明書」の地域別の発送スケジュールについては、9月中旬に当社ホームページに掲載する予定です。

その他の大切なご案内

ご契約の満期のご案内、保険料のお払い込みのご案内など、当社から各種ご案内をお送りすることがあります。いざれも大切なご案内ですので、必ずご確認ください。

また、当社からの各種ご案内を確実にお届けするために、転居後、当社への住所変更手続きがお済みでない方へのご案内や、すべてのご契約について漏

れなく住所変更手続きを行っていただくためのご案内を行っています。

ご契約者さまおよび被保険者さまがご住所の変更や改姓などをされた場合には、当社または郵便局まで速やかにご連絡ください。

また、インターネットによる住所変更のお手続きもご利用いただけます。

【参考】点字による各種ご案内の発行

ご契約者さまなどからの請求に基づき、点字によりご契約の内容をご案内するほか、保険契約の状態に応じ、「満期のご案内」、「年金のお支払いのご案内」、「貸付内容のご案内」および「貸付金返済のご案内」を点字により発行します。

インターネットによるお手続きのご案内

住所変更届の受付

当社ホームページから、ご契約者さまや被保険者さまの住所変更の届出を行うことができます。

後日、お手続きに必要な書類を郵送させていただきますので、ご本人さまであることを確認できる運転免許証、健康保険証などのコピーを必要書類と一緒に返信用封筒に入れ、返送してください。



◀住所変更届の受付
http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm_tzk_hn_no102.html

保険料払込証明書の再発行の受付

当社ホームページから、保険料払込証明書(生命保険料控除証明書)の再発行のご請求ができます。

後日、登録されているご住所に保険料払込証明書を郵送させていただきます。



◀保険料払込証明書の再発行の受付
http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/tetuzuki/henko/ctm_tzk_hn_no105.html

各種お手続きのご案内

契約内容の変更、保険証券(保険証書)の紛失、保険金の請求をする場合のお手続きの方法や、必要書類の詳細を当社ホームページに掲載していますので、ご利用ください。



◀各種お手続きのご案内
http://www.jp-life.japanpost.jp/customer/ctm_index.html

保険金のお支払いについて

保険金の支払請求時に、保険金受取人さまからご提出いただきました書類の内容に基づいて、保険金の支払可否について、審査を行います。

当社は、保険金の速やかなお支払いを実現するため、査定人材の育成を進めているほか、システム支援による事務処理の簡素化・支払体制の強化に努めています。

また、入院保険金、死亡保険金等のお手続きについて解説した冊子「保険金等のご請求について」を作成し、郵便局などに備え付けています（冊子「保険金等のご請求について」は当社ホームページにも掲載しています。）。この冊子は、入院保険金等のお手続き

に関するお問い合わせを目的として郵便局などに来局されたお客様に交付しているもので、保険金等の支払請求のお手続きがスムーズに行えるよう配慮しています。

加えて、冊子「保険金等のご請求について」にセルフチェックシートを添付し、ご請求可能な保険金等をお客さまが確認できるようにしています。

「保険金等のご請求について」



2014年度の保険金等お支払いの状況など

●お支払い件数とお支払いできなかった件数

(単位：件)

区分	件 数
お支払いできなかった件数	128,238
お支払い件数	2,804,338

(注1) 件数には簡易生命保険契約に係る件数を含みます。

(注2) 件数には満期保険金、生存保険金、年金等、支払査定を要しないものは含まれません。

●お支払いできなかった件数の理由別内訳

(単位：件)

区分	件 数
詐欺取消・詐欺無効	0
不法取得目的無効	0
告知義務違反解除	250
重大事由解除	1
免責事由該当	1,378
支払事由非該当	126,609
その他	0
お支払いできなかった件数の合計	128,238

保険金をお支払いできる事例とお支払いできない事例

次の事例1から事例7において、保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合を分かりやすくご説明するため、代表的な事例を参考として

挙げています。ご契約の保険種類、特約種類、ご加入時期によっては、取り扱いが異なる場合があります。

事例 1 告知義務違反があった場合(死亡保険金)

【お支払いできます】

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で亡くなった場合。

【お支払いできません】

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、契約の1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で亡くなった場合。

【解説】

- 保険契約のお申込みに際しては、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対し、口頭で伝えても告知したことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険金等の支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することができます。この場合、死亡保険金のお支払いはできません。ただし、保険金等の支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金等をお支払いします。
- 保障(責任)開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することができます。

事例 2 重大な過失等がある場合(保険金の倍額支払)

【お支払いできます】	【お支払いできません】
●被保険者の不注意 被保険者が <u>うっかりわき見運転</u> でガードレールに衝突して亡くなった場合。	●被保険者の重大な過失 被保険者が自動車運転中、 <u>危険な行為であることを認識できる状況下</u> であるにもかかわらず、 <u>高速道路を逆走</u> して対向車に衝突し、亡くなった場合。
●被保険者の軽度の酒酔い状態での事故 被保険者は <u>ほろ酔い状態で横断歩道を通常に歩行</u> していて、走行中の車にはねられて亡くなった場合。	●被保険者の泥酔状態を原因とする事故 被保険者が <u>泥酔して道路で寝込んでいる</u> ところを、車にはねられて亡くなつた場合。

【解説】

○保険約款により保険金の倍額支払ができない場合を定めており、免責事由に該当する場合はお支払いできません。

○お支払いできない場合(保険金の倍額支払)

かんぽ生命保険契約

- ①病気(当社所定の感染症を除きます)を直接の原因とする事故
- ②保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

簡易生命保険契約

- ①病気(特定感染症を除きます)を直接の原因とする事故
- ②精神障がい中にまたは酒に酔っている間に招いた事故
- ③重大な過失

事例 3 重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)

【お支払いできます】	【お支払いできません】
事故によるケガで、両眼の損傷により失明した(<u>障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない</u>)場合。	網膜剥離により、両眼の矯正視力が0.02以下となったものの、 <u>回復の見込みがあるため、現在治療中</u> である場合。

【解説】

○重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けてお支払いします。

○約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態とは異なります。

○障がい状態をお支払い等の要件とする他の保険金等について

—重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる年金、重度障がいによる育英年金

- ・所定の重度障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。

—傷害保険金、身体障がいによる保険料の払込免除

- ・所定の身体障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。

—介護保険金、介護割増年金、特定要介護状態による保険料の払込免除

- ・特定要介護状態が固定すること等は要件ではありませんが、その状態が180日以上継続することは要件となります。

※2回目以降の介護保険金、介護割増年金は、1年ごとにその状態がなお継続していることが要件となります。

事例 4 保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)

【お支払いできます】	【お支払いできません】
保障(責任)開始時以後に発病した「椎間板ヘルニア」により、 <u>入院</u> した場合。	保障(責任)開始時前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約加入後に悪化して <u>入院</u> した場合。

【解説】

○入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因とする入院に対してお支払いします。

○保障(責任)開始時前に発生した不慮の事故によるケガを原因とする入院は、お支払いの対象とはなりません。

○保障(責任)開始時前にかかっていた病気を原因とする入院については、お支払いの対象とはなりません。

ただし、当社所定の条件を満たす場合は、お支払いすることができます。

事例 5 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

【お支払いできます】

食道がんにより130日入院した後に退院し、その2カ月後に心筋梗塞(こうそく)により130日入院した場合。

食道がんによる入院について120日分お支払いします。
心筋梗塞(こうそく)による入院についても120日分お支払いします。

【お支払いできません】

肝硬変により130日入院した後に退院し、その2カ月後に肝臓がんにより130日の入院をした場合。

※直接の因果関係のある2つ以上の病気は、1つの病気とみなします。

肝硬変による1回目の入院について120日分お支払いします。
肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、
支払日数の限度(120日)を超えることになり、お支払いはできません。

【解説】

- 入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故による入院に対して、120日分を限度にお支払いします。
- 病気による入院の場合、契約に付加された特約により、被保険者が退院後180日(無配当疾病傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)以外は1年)を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気によるものとみなして入院保険金をお支払いします。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金をお支払いします。
- 入院保険金のお支払内容は、契約に付加された特約により異なります。

事例 6 入院をともなう手術とそうでない場合(手術保険金)

【お支払いできます】

入院をともなった手術を受けた場合。

【お支払いできません】

入院をともなわない外来での手術を受けた場合。

【解説】

- 入院保険金をお支払いできる入院期間中*に、その入院の原因となった病気またはケガにより所定の手術を受けたときにお支払いします。
※病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」の計上がないときは、「入院保険金をお支払いできる入院」には該当しません。
- 入院をともなわない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合等を指します。
- 治療を直接の目的としない美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術のための手術は該当しません。
- 入院保険金をお支払いできる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金をお支払いします(無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)、健康祝金付疾病入院特約、健康祝金付疾病傷害入院特約、傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約に限ります)。
- 手術保険金のお支払内容は、契約(特約)により異なります。

事例 7 身体障がい状態になった場合(傷害保険金)

【お支払いできます】

交通事故による脊椎損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後回復の見込みがない場合。

【お支払いできません】

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなつたが、医師に回復の見込みがあると診断された場合。

【解説】

- 傷害保険金は、被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に約款または特約条項に定める身体障がい状態に該当し、その身体障がいの状態が固定しきつ回復の見込みがない場合にお支払いします。
- 約款または特約条項に定める身体障がい状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がい状態とは異なります。

さらに、お客さまに保険金のお支払いについて一層ご理解をいただくため、図解による事例集「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」を2009年5月に当社ホームページに掲載しました。



「保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合の事例集」

診断書取得費用相当額の当社負担

保険金等のご請求の際に、診断書をご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象等とならなかつたお客さまに、診断書取得費用相当額をお支払いします(当社所定の要件を満たしていることが必

要です。)。

本取り扱いを通じて、お客さまの負担を軽減し、保険金等をよりご請求しやすい環境整備を図り、お客さまサービスのさらなる向上に努めています。

保険金等の請求案内の徹底

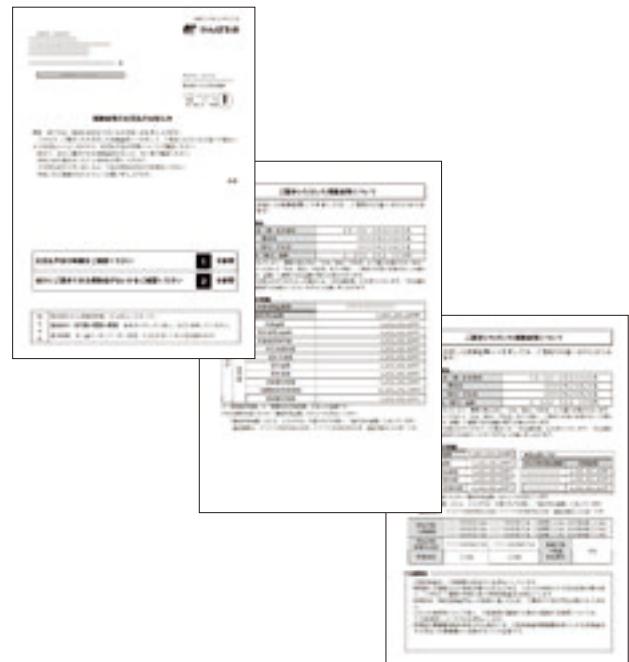
郵便局において、お客さまから入院などのお申し出があった際には、冊子「保険金等のご請求について」およびご案内文書により、ご加入契約の保障内容についてご説明したうえで、請求手続時の必要書類やご請求いただける保険金等を正確にご案内するとともに、これらをお渡しすることにより、お客さまご自身でもご請求漏れがないかご確認いただくことができます。

また、お客さまから保険金等の支払請求がされていない場合であっても、保険金等をお支払いすることができる可能性があるものについて、サービスセンターでの支払審査後に文書により保険金等のご請求をご案内しています。

さらに、ご案内後には、アウトバウンドコールや一定期間ご請求がないお客さまへの再案内などのフォローをしています。

「保険金等のお支払のお知らせ」によるご案内

これまでお客さまには「保険金等振込済通知書」により、保険金等のお支払いが完了したことをお知らせしてきましたが、2015年4月からは、さらなるお客さま満足度の向上に向け、「保険金等のお支払のお知らせ」を新設し、お客さまに送付する時期を早めるとともに、お知らせする内容をさらに充実させています。



満期保険金等のお支払いに向けた取り組み

当社では、保険金等の振込先口座をあらかじめご指定いただける新たなサービスを開始しました。金融機関口座を事前にご指定いただくことにより、ご契約者さまが満期保険金・生存保険金をお受け取りになる際に、改めてのご請求手続きが不要になり、支払開始日にご指定いただいた金融機関口座へ自動的にお支払いします。



①満期のお知らせ(郵送案内)

当社からご契約の満期などを迎えられるお客さま에게、お支払開始日の3ヶ月前にご契約の満期などのご案内をお送りしています。

お送りしましたご案内に記載の「金融機関の口座情報」および「お振り込み金額等」をご確認いただけます。

②事前にご指定いただいた口座の確認

ご指定いただきました口座については、お支払期日にお振り込みが可能かどうかを当社から金融機関に確認させていただきます。口座相違などでお振り込み不能の場合は、当社から確認のご案内をお送りし、再指定のお願いをしています。

お振り込みができない場合、ご利用の口座を再度、ご指定いただけます。

③事前にご指定いただいた口座へのお振り込み(請求手続不要)

お支払開始日に満期保険金等をご指定口座へお振り込みいたします。

ご通帳の記載によりお振り込み金額をご確認いただけます。

④お振り込み完了のお知らせ(郵送案内)

お振り込みのお手続きが完了した際、お手続きが完了したことのご案内をお送りしています。

「お振り込み金額」および「口座情報等」をご確認いただけます。

※被保険者がお亡くなりになった場合は、お受け取りいただく保険金額などが異なる場合がありますので、お近くの郵便局までお申し出ください。

当社からお送りする「支払通知書」によるお受け取りのお願い

各種保険金等のお振り込みの際、振込不能となった場合などに、「支払通知書」を送付しています。「支払通知書」に記載の必要書類などをご持参のうえ、お近くの郵便局の窓口などにおいて、お手続きください。

支払体制の強化

当社は、以下の取り組みを通じて、適正で公平なお引き受け、お支払いの審査(査定)に努めています。

簡易・迅速・正確な保険金等支払の実現に向けた取り組み

当社は、保険会社の最大の使命であるお客さまにお約束した保険金等をお支払いする責務をお客さまの立場にたって適切に果たすため、最高水準の保険金等支払管理態勢の整備に向けて、保険金等を簡易・迅速・正確にお支払いするための取り組みを行っています。

具体的には、保険金等のご請求があった際のお手

続きや他にご請求いただけける保険金等のご案内の充実、教育・研修を通した支払査定業務に必要な専門的知識やスキルを有する人材の育成、支払業務システムの導入によるシステムサポートの充実、支払査定業務の中心的な役割を担うサービスセンターの機能強化などを推進しています。

支払業務システム(SATI)

支払業務システム(SATI)は、当社における支払管理態勢強化の最重要施策であり、先進的なイメージワークフロー技術(IWF)により、支払審査事務のベースを書類現物からデータにシフト、事務全般のシステム支援を充実させることにより、簡易・迅速・正確な保険金のお支払いなどお客さまサービスの向上に寄与することを目的としています。

この支払業務システム(SATI)については2014年4月から段階的に導入を開始し、同年10月に完了しました。

今後も、システム基盤を活用した一層の品質向上や事務処理の効率化が図られるよう各種データを活用してPDCAサイクルを充実し、さらなる態勢強化を図ってまいります。

支払査定担当者の教育・研修

当社の支払査定担当者に対する教育として、新商品・新サービスの新設時に行う制度改正講習会に加え、当社独自の支払査定スキルの取得や支払業務システム(SATI)の分析結果および支払査定スキルに

応じたeラーニング研修などを実施しているほか、2008年度から生命保険協会主催の「生命保険支払専門士」の資格取得を推進し、支払査定能力のさらなる向上を図っています。

保険金支払謝絶契約に対する弁護士審査の実施

「被保険者さまの重過失又は酒に酔っている間に生じた事故により倍額保険金の支払を謝絶する保険契約」等保険金の支払免責により保険金のお支払いを謝絶する保険契約については、客観的・中立的な視点で審査結果を確認するため、サービスセンターの審査とは別に弁護士の審査を受けることとしてい

ます。弁護士により不十分と判断された案件については、再調査などを行ったうえ、改めて審査を行っても、なお保険金のお支払いを謝絶する場合は弁護士の再審査を受けることとしており、お客さまからの保険金請求に対して客観性・中立性の高い審査を行っています。

災害時の特別な取扱い(非常取扱いの実施)

災害が発生し、被害にあられたお客さまに対して緊急の需要を満たす必要があると認められるときに、下記の特別な取扱い(非常取扱い)を行うこととしています。

また、これらの特別な取扱いを行う場合は、支店および郵便局に、その内容および期間を掲示します。

- 保険料の払込猶予期間の延伸
- 保険金および未経過保険料の非常即時払
- 基本契約の解約の非常取扱いおよびその解約払戻金の非常即時払
- 特約の解約の非常取扱いおよびその解約払戻金の非常即時払
- 普通貸付金の非常即時払
- 保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払い戻しの非常取扱い
- 契約者配当金の非常即時払

東日本大震災への取り組み

東日本大震災により被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。

当社では、被災された方々や被災地を支援するため、さまざまな取り組みを行いました。その一部をご紹介します。

非常取扱い、特別取扱いの実施

被災された方への救援対策として、地震免責条項を適用しないこととしたほか、保険金の非常即時払などの非常取扱いを実施しました。このほか、ご請求に必要な書類を一部省略するなどによる保険金等の簡易・迅速なお支払いなどの特別取扱いを実施しました。

災害地域生保契約照会制度

災害救助法が適用された地域において、被災された方がご加入されている生命保険会社が分からず保険金の請求を行うことが困難な場合などに、生命保険会社に契約有無の調査依頼を行う対応(災害地域生保契約照会制度)を一般社団法人生命保険協会が実施しました。当社においても、同制度による照会に対し、ご契約の有無の確認、お客さまへの回答に取り組んでまいりました。

お客さまのご相談窓口

電話によるお問い合わせ

フリーダイヤルでかんぽコールセンターまたはサービスセンターお客さまご相談窓口につながります(ご相談内容によっては、かんぽコールセンターからサービスセンターに転送することがあります。)。

相談窓口名	電話番号
かんぽコールセンター	0120-552-950 (通話料無料) ※おかげ間違いのないようご注意ください。 ■受付時間 ●かんぽコールセンター 平日／9:00～21:00 土日休日／9:00～17:00(1月1日～3日を除く)
仙台サービスセンター	●サービスセンターお客さま相談窓口 平日／9:00～17:00
東京サービスセンター	
岐阜サービスセンター	
京都サービスセンター	
福岡サービスセンター	
ご高齢のお客さま専用 コールセンター	0120-744-552 (通話料無料) ※おかげ間違いのないようご注意ください。 ■受付時間 上記かんぽコールセンターと同様

かんぽコールセンターでは、保険商品、保険料のご案内、各種お手続きなどのお問い合わせを承っています。お問い合わせ内容によっては、即日ご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、各種お手続きの状況につきましては、サービスセンターへお電話を転送のうえでご案内差し上げています(土日休日は、翌営業日以降(12月28日17:00～12月31日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)、サービスセンターから折り返しご連絡差し上げます。)。

なお、ご高齢のお客さま専用コールセンターは、オペレーターに直接つながり、お問い合わせに対してゆっくりと丁寧に応対します。

なお、個人情報保護のため、個別のご契約に関するお問い合わせは、契約者などご本人さまからのお電話をお願いいたします。

- (注1)携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- (注2)個別の契約に関するお問い合わせの際は、保険証券(保険証書)番号をあらかじめお確かめのうえ、おかげください。
- (注3)契約者などご本人さま以外の方からのお問い合わせ・お申し出につきましては、ご回答できない場合があります。
- (注4)コールセンターおよびサービスセンターとのお電話は、電話対応品質の向上、お客さまとの通話内容確認のため録音させていただいているので、あらかじめご了承願います。

インターネットでのお問い合わせ

当社ホームページからのお問い合わせの受け付けは24時間行っています。回答は、原則営業日の9:00～17:00の間の対応とさせていただきます。

(注1)回答については、電話か電子メールのうち、ご希望の方法をお選びください。

(注2)お問い合わせを受け付けた時間や内容により、即日ご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

土日休日にお問い合わせいただいた場合は、回答は翌日以降(12月31日～1月3日にお問い合わせいただいた場合は1月4日以降)の営業日になります。

(注3)当社に対する営業目的のお問い合わせにつきましては回答いたしかねますので、ご了承ください。

かんぽ生命ホームページ

http://www.jp-life.japanpost.jp/contact/cnt_index.html



生命保険契約者保護機構

民営化後の当社の生命保険契約は、民営化前の簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はありません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。

生命保険契約者保護機構とは

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引き受け、補償対象保険金のお支払いに係る資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金

等(※3)の90%とすることが、保険業法などで定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません(※4))。

なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率など)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続のなかで確定することとなります。)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

$$[\text{高予定利率契約の補償率}] = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$

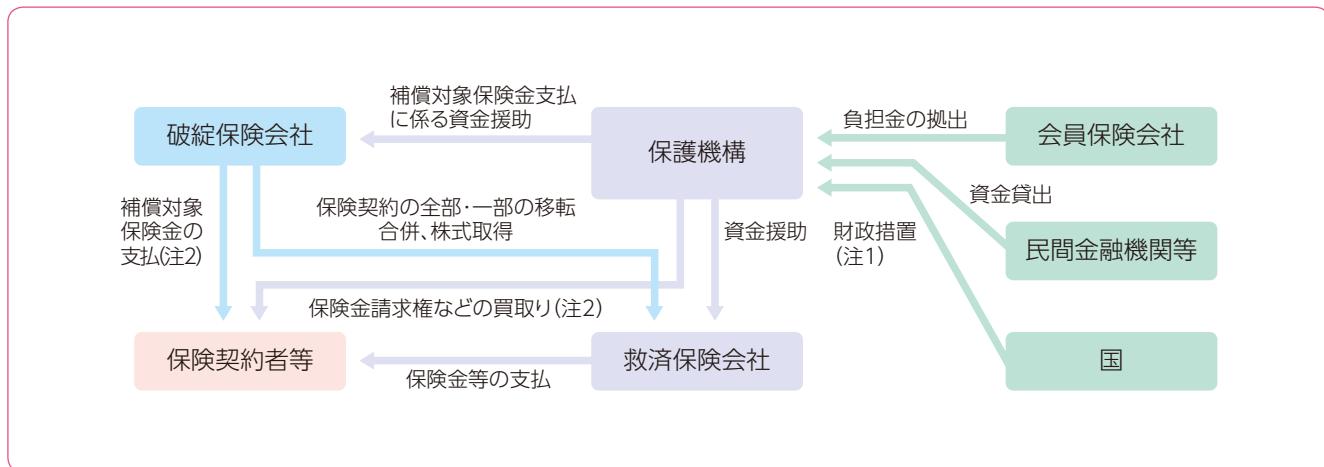
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページで確認いただけます。

(注2) ひとつの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

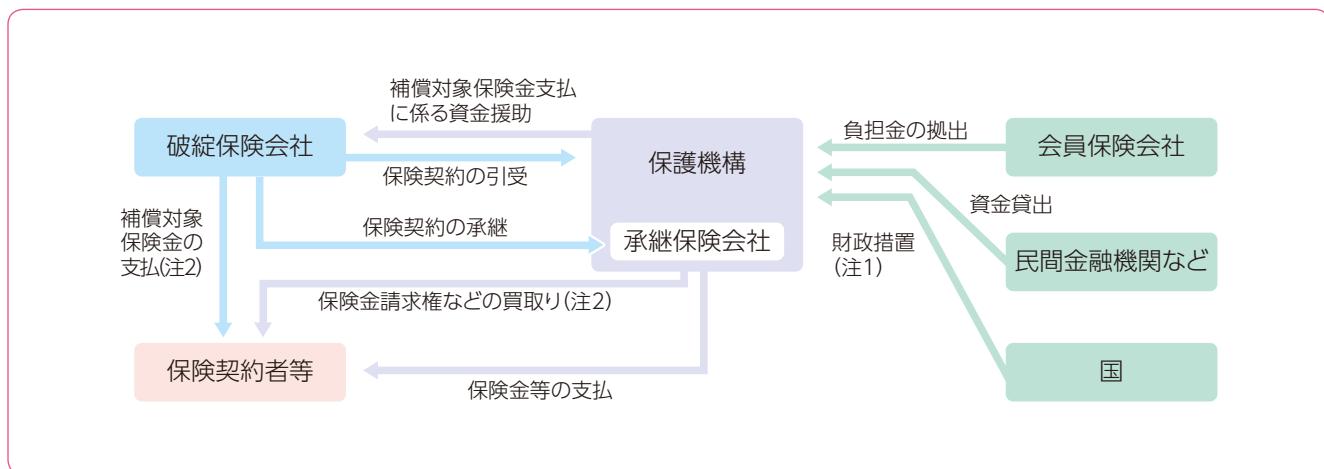
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができる場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定期率契約については、(※2)に記載の率となります。)。

※補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

【参考】簡易生命保険契約の政府保証について

民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約は、管理業務が管理機構に引き継がれ、その簡易生命保険契約が消滅するまで管理されます。保険金等のお支払いについての政府保証も、その契約が消滅するまで継続します。

当社の生命保険契約は、簡易生命保険契約とは異なり、保険金等のお支払いについての政府保証はございません。他の生命保険会社と同様、保険契約者保護制度が適用されます。